

等級及び職制上の段階ごとの職員数

地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 58 条の 3 の規定に基づき、稚内市職員の等級及び職制上の段階ごとの職員数を公表します。

平成 31 年 4 月 1 日現在

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職	人数 (人)	構成比 (%)
1	定型的な業務を行う職員（主事・技師）	56	17.8
2	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職員（主事・技師）	56	17.8
3	主任	76	24.2
4	主査	74	23.6
	特に困難な業務を処理する主任	8	2.5
5	課長・主幹	36	11.5
6	監・室長	3	1.0
7	部長	5	1.6